

改正

平成18年3月31日要綱第71号
平成19年2月15日要綱第15号
平成20年2月26日要綱第10号
平成21年9月9日要綱第130号
平成23年9月30日要綱第122号
平成24年3月30日要綱第58号
平成25年3月29日要綱第58号
平成26年3月31日要綱第60号
平成26年9月30日要綱第170号
平成27年12月28日要綱第135号

調布市知的障害者グループホーム家賃助成事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、知的障害者グループホームに入居する者に対し、入居に係る家賃の一部を助成することにより、その負担の軽減を図り、もって知的障害者の地域社会における自立生活の促進を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「知的障害者グループホーム」とは、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者を対象とした施設であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活援助に係る障害福祉サービスの事業を行う者として法第29条第1項の指定を受けている事業所をいう。

第3 助成の対象

家賃の助成を受けることができる者は、市長から共同生活援助に係る法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者で、知的障害者グループホーム等に入居するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の世帯に属する者を除く。

第4 助成額及び算定基準

助成する額及び当該助成に係る算定基準は、東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領（平成21年5月21日付け20福保障居第3985号）別表に定めるところによる。

第5 助成の申請

家賃の助成を受けようとする者は、知的障害者グループホーム家賃助成申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 前年の所得（1月から7月までに行う申請については前々年の所得）の状況を証する書類
- (2) 支払った家賃の額を証する書類
- (3) 年金証書の写し又は年金振込通知書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第6 助成の決定

市長は、第5の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、知的障害者グループホーム家賃助成決定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知しなければならない。

第7 助成金の返還

市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、既に助成している額の全部又は一部を返還させなければならない。

第8 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に平成16年調布市要綱第67号による改正前の調布市知的障害者生活寮等入所及び助成事務取扱等要綱第12の規定により家賃の助成を受けている者は、第6の規定により助成決定の通知を受けた者とみなしてこの要綱の規定を適用する。

附 則（平成18年3月31日要綱第71号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月15日要綱第15号）

- 1 この要綱は、平成19年2月16日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市知的障害者グループホーム家賃助成事業実施要綱の規定は、平成18年10月1日以後の家賃の助成に係るものについて適用し、同日前の家賃の助成に係るものに

については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 2 月26日要綱第10号）

- 1 この要綱は、平成20年 2 月27日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市知的障害者グループホーム等家賃助成事業実施要綱第 4 の規定は、平成19年 4 月 1 日以後に支出した家賃に係るものについて適用し、同日前に支出した家賃に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年 9 月 9 日要綱第130号）

この要綱は、平成21年 9 月10日から施行する。

附 則（平成23年 9 月30日要綱第122号）

この要綱は、平成23年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日要綱第58号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
（調布市知的障害者グループホーム等家賃助成事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この要綱による改正前の調布市知的障害者グループホーム等家賃助成事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成25年 3 月29日要綱第58号）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日要綱第60号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
（調布市知的障害者グループホーム等家賃助成事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第 3 の規定による改正前の調布市知的障害者グループホーム等家賃助成事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年 9 月30日要綱第170号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月28日要綱第135号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

(調布市知的障害者グループホーム家賃助成事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5の規定による改正前の調布市知的障害者グループホーム家賃助成事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式 (第5関係)

第2号様式 (第6関係)